

令和 5 年 度 第 6 回 議事録

笠岡市農業委員会

5 . 9 . 5

第 6 回 笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和5年9月5日 午前 9時30分

2 開会日時 令和5年9月5日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和5年9月5日 午前 10時00分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	三宅勝二		8	鹿嶋耕三	
2	櫛田繁造		9	片岡芳和	
3	仁井名雅子		10	大平貴之	
4	梶田宏一		11	天野平之進	
5	仁科智之	欠	12	西江務	欠
6	北村卓士		13	守屋映男	
7	佐内繁文				

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	大 平 章 之
推進委員	畦 崎 友 梨	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	林 和 美	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	西 山 博 行	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	有 本 正 義	事務局次長	松 枝 大 作
推進委員	桑 田 圭 介	主 事	西 山 彰 人
推進委員	西 山 雅 子	主事補	小 川 航 平

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 21 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 22 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 23 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 24 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
報告第 14 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 15 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
報告第 16 号	取止書の受理について
報告第 17 号	農地法施行規則該当転用届について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

11 番委員

1 番委員

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和5年度第6回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第6回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を11番天野委員、1番三宅委員、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー28号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー28号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲受人は、増反を凶るにあたり、自己所有農地に隣接する申請地を譲り受けるものです。譲渡人は農業をしていないため、農地の管理が困難となりました。譲受人の農業経験は〇年ほどあり、所有する農地も栽培管理されていることも確認できることから、耕作能力は認められると考えられます。</p> <p>農地の取得後は、境界にある畦を取り除き、農作業の効率をあげる計画とのことです。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われまふ。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー29号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー29号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>この度、令和5年度第3回総会にて第3条許可となった農地に追加して、譲受人である法人における事業の継続性を確実にするため、〇名の共有となっている申請地の持分〇分の〇についても所有権移転を行うものです。譲受人は農地所有適格法人としての資格を有していることを確認しており、これまでの営農実績も認められます。また、この度の申請による耕作面積の変更はありません。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー30号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー30号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、令和5年度第4回総会にて第3条許可となった〇地区の〇筆〇㎡に追加して、申請地を譲り受けるものです。申請地は先に許可となった農地からも、居住予定地からも近距離にあります。また〇地区には農業をしている〇〇があり、農業面についてもサポートを得られる環境にあるとのことで、耕作は十分可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>(全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー31号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー31号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲受人は、この度居住予定自宅の隣接農地を譲受け、自家消費用に野菜を栽培するとのことです。 譲受人は家庭菜園程度の経験はあるとのことですが、自身が新たに農地を取得するのは初めてであるため、営農計画書の提出があります。農機具の所有は現在ありませんが、耕耘機と草刈機を購入予定としています。申請地は〇㎡ですが、自宅に付随する畑地であり、栽培管理していくことは可能と考えられます。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。 なお、本申請地については、令和3年に農地法3条に基づく農地の所有権移転許可を得ておりましたが、双方の事情による売買契約の解除に伴い、農地法第3条許可の取止書が事前に提出されており、報告案件としても本総会に上程されております。 以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー32号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー32号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲受人は、〇〇、〇〇地区にて永年農業に従事しており、この度遠方に住む譲渡人から申請地を譲り受けるものです。譲受人は〇人で農業をしており、農機具も所有しています。事務局の現地調査時には申請地の草刈をしておりました。農業経験、農機具の所有状況から栽培管理は可能と考えられます。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしてい</p>

	<p>ると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>先日推進委員の方と現地確認に行つて参りました。事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー33号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー33号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲受人は営農開始するにあたり、親交のあった譲渡人から申請地を譲り受けるものです。譲渡人は長らく笠岡市から離れており、相続にて取得した農地の管理が困難となっていました。譲受人の居住地から申請地までの通作時間は〇時間ほどです。周囲の住民に挨拶をするなど、近隣農業者との調整も図っているところです。営農に対する意欲は強く、作付に向けて農機具の購入しているとのこと。営農経験はなく、予定年間農業従事日数も〇日ありますが、作付予定作物は〇〇であるため、営農計画のとおり栽培管理は可能と考えられます。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>先日推進委員の方と現地確認に行つて参りました。譲受人とも話ができ、果樹を植えてからも草刈りを行うとのことと問題ないと思われます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー34号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー34号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は〇の増反を図るにあたり、遠方に居住し管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。譲受人は永年農業に従事しており、耕作能力等に問題はないと考えられます。</p> <p>なお、所有農地の一部に農地転用の許可を得ること無く、農業用施設として使用されている部分がありましたので、この度は是正措置を行う旨の申立書が提出されています。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー35号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー35号でございます。〇〇（持分〇分の〇）、〇〇（持分〇分の〇）から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、事情により〇〇に対し相続放棄をしましたが、農地については管理を継続するために、〇〇から売買にて譲り受けるものです。また、共有者である〇〇は譲受人の親族ですが、市外に居住していることから管理を譲受人に任せているところです。</p> <p>譲受人は農業経験を有していますが、譲受人が農業経営をするのは初めてであるため、営農計画書の提出があります。現在は〇〇に居住していますが、今年〇月に笠岡市〇〇に転居する予定としており、通作距離は〇kmとなります。譲受人の〇は〇〇地区にて永年農業をしており、全面的なサポートも得られることから、栽培管理していくことは可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」関連がありますのでナンバー7号、8号を一括して上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ナンバー7号、8号でございます。〇〇、〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の畑4筆、農地区分は第3種農地、転用目的は露天駐車場、施設の概要は貸駐車場でございます。 申請者兩名は、申請地を転用し、隣接する会社へ露天駐車場として貸したいとのことです。申請地は第3種農地であるため、許可妥当と思われます。 周囲の影響につきましては、一部盛土を行うものの、土留めをしっかり設置するとのことで、問題ないと思われます。雨水排水についても、主に自然浸透で対応し、敷地に水勾配を設けて敷地東側にある水路へ流れる様にするとのことで問題ないと思われます。また、周囲に農地はありますが、転用目的は露天駐車場であるため、日照、通風に影響を与えることもありません。なお、〇〇氏の所有する農地は、許可を得る前から露天駐車場として使用していたことが判明したため、始末書の提出がありました。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
<p>〇番委員</p>	<p>先日推進委員の方と現地確認に行つて参りました。事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー9号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ナンバー9号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は、〇〇の畑1筆、農地区分は第3種農地、転用目的は一般住宅、施設の概要は居宅1棟でございます。 申請者は、申請地を転用し、隣接する自己所有の宅地と一体で自己用の居住地としたいとのことです。申請地は第3種農地であるため、許可妥当と思われます。</p>

	<p>周囲の影響につきまして、盛土を伴う造成は無いため、土砂の流出はないものと思われます。雨水については、既存の擁壁内周に排水路及び沈殿柵を設け既存排水路へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにするとのことで、問題ないものと思われます。また、周囲に農地はありますが、日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日推進委員の方と現地確認に行つて参りました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー10号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー10号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は、〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的及び施設の概要は太陽光発電装置でございます。</p> <p>申請者はこの度、申請地を転用し、太陽光発電事業に取り組みたいとのことです。自己所有地内で設置場所を検討したところ、設備に必要な面積、日照条件、周辺の営農状況を考慮し、申請地以外に適している土地がないと判断できるため、代替性要件を満たしていると思われます。転用地は第2種農地ですが、本申請は自己所有地の内周辺営農に対する影響のない場所で、かつ計画施設の規模的にも当該農地を供することが妥当であることから、許可妥当と思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、盛土を伴う造成は無いため、土砂の流出はないものと思われます。雨水については、南側に設置予定の角フリュームを通じて両端部の既設水路に排水するとのことで、南側土地所有者の現地立会による承諾済みでもあることから、問題ないと思われます。また、周囲に農地はありますが、装置の高さは2m未満であるため、問題ないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日推進委員の方と現地確認に行つて参りました。事務局の説明のとおり問

	題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー11号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー11号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は、〇〇の畑1筆、農地区分は第3種農地、転用目的は共同住宅、施設の概要は共同住宅2棟、駐輪場、プロパン庫、宅配ボックスでございます。</p> <p>申請者はこの度、申請地を転用し、長屋住宅を建築したいとのことです。第3種農地であるため、許可妥当と思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界には、擁壁を設置し、隣接地へ土砂が流出しないように留意するとのことで問題ないと思われます。雨水排水については、排水溝や泥溜が施工された集水柵を設置して対応し、生活雑排水については、公共下水に接続して対応するとのことで問題ないと思われます。また、周囲に農地はありますが、日照、通風に影響を与えることはないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー13号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー13号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は資材置場、施設の概要は資材置場、駐車場でございます。</p> <p>譲受人は、申請地を転用し、農業用の資材置場及び駐車場として転用したいとのことです。申請者は、〇〇周辺で営農しており、新たに取得予定の農地周辺で農業用資材を置く場所を探していましたが、周辺は住宅が密集してお</p>

	<p>り、申請地以外に適した土地がなかったとのことです。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当と思われます。なお、当該申請地は、許可を得る前から駐車場として使用していたため、始末書が提出されております。</p> <p>周囲の影響につきまして、盛土を伴う造成は無いため、土砂の流出はないものと思われます。雨水排水につきましては、自然浸透にて対応するとのことで、問題ないと思われます。また、日照、通風に影響を与えることもありません。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日推進委員の方と現地確認に行つて参りました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、続きまして、議案第24号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明にまいります。令和5年9月12日の公告予定でとりまとめております。一般分については、1～5年の設定対象筆数が2筆、設定対象面積が5,394㎡、設定対象人数が1人となっております。中間管理機構分については、1～5年の設定対象筆数が1筆、設定対象面積が6,433㎡、設定対象人数が1人。10年以上の設定対象筆数が1筆、設定対象面積が1,195㎡となっております。</p> <p>これらの案件はすべて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしく申し上げます。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしく申し上げます。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p>

	<p>続きます。報告第14号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第15号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第16号「取止書の受理について」、報告第17号「農地法施行規則該当転用届について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 10月10日(火)午前9時30分から 分庁第4 2階大会議室</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者年金加入推進特別研修会の参加について ・ 熱中症予防ステッカーの配布 (18枚) ・ 農地法の改正について (農地法第3条申請時の国籍確認等) <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。午後からは農業委員会の研修がありますので、引き続きよろしくお願ひいたします。</p>